経 済 協 議 会 資 料
令 和 2 年 3 月 24 日
商工労働観光部商工課

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援について

１．概要

今般の新型コロナウイルス感染症による中小企業者への資金繰り対策として、青森県特別保証融資制度「経営安定化サポート資金（災害枠）」に、「令和２年新型コロナウイルス感染症」が３月 11 日付けで指定されたことに伴い、当該融資制度を活用し、融資を受けた中小企業者の信用保証料を補助するもの。

○青森県特別保証融資制度「経営安定化サポート資金」災害枠（令和２年３月 11 日指定）

融資対象	令和２年新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に影響を受けている中小企業者
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	3,000 万円
融資期間	10 年以内（うち据置期間２年以内）
融資利率	年 0.9%
保証料率及び補助内容	原則 0.45～1.90% （セーフティネット保証４号適用：0.95%、同５号適用：0.86%） 県が信用保証料の 30%を補助した融資（セーフティネット４号、同５号、危機関連保証のいずれかの保証制度を適用したもの）について、市が連携して信用保証料の 70%を補助する。

２．予算措置

令和２年３月 31 日付けで補正予算専決処分予定（20,000 千円）